

參考資料

参考資料

参考資料

(1) 策定経過

平成 29 年 10 月 18 日 ～11 月 15 日	大洗町都市計画マスタープラン策定に向けた町民意向調査
平成 30 年 2 月 14 日	第 1 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会幹事会
平成 30 年 2 月 20 日	第 1 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会
平成 30 年 3 月 26 日	第 2 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会幹事会
平成 30 年 3 月 28 日	第 2 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会
平成 30 年 5 月 16 日	第 3 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会幹事会
平成 30 年 6 月 28 日	第 4 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会幹事会
平成 30 年 7 月 20 日	第 3 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会
平成 30 年 9 月 5 日 ～9 月 25 日	大洗町都市計画マスタープラン改定案への意見募集
平成 30 年 12 月 18 日	第 5 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会幹事会
平成 30 年 12 月 25 日	第 4 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会
平成 31 年 1 月 17 日	第 6 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会幹事会
平成 31 年 1 月 22 日	第 5 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会
平成 31 年 1 月 30 日 ～2 月 19 日	パブリックコメント
平成 31 年 2 月 19 日 ～3 月 5 日	素案に関する茨城県意見照会
平成 31 年 3 月 22 日	大洗町都市計画マスタープラン調整会議 (茨城県関係課所との調整会議) 第 7 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会幹事会
平成 31 年 3 月 26 日	第 6 回大洗町都市計画基本方針等策定委員会
令和元年 6 月 24 日	大洗町都市計画審議会報告
令和元年 9 月予定	大洗町議会(全員協議会)

(2) 大洗町都市計画基本方針等策定委員会

1) 設置要綱

大洗町都市計画基本方針等策定委員会設置要綱

平成 29 年 12 月 15 日

大 洗 町

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定による本町の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項の規定による立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するにあたり、大洗町都市計画基本方針等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、委員は町長が委嘱する。

- (1) 議会の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町内関係団体
- (4) 町内事業所団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 委員会は、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の中から町長が指名し、委員会の承認を得る。

(委員長の職務)

第 4 条 委員長は、会務を総括し、委員会の議事運営を行う。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要な場合には、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する事項についての事前調査及び調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は都市建設課長を充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 6 幹事が会義に出席できない場合は、代理者を出席させるものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、町長が委嘱した日から第2条各号に掲げる事務が終了するまでとする。

- 2 任期中において交代した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設課及びまちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

別表(第6条関係)

大洗町都市計画基本方針等策定委員会幹事会

職名	
総務課長	上下水道課長
まちづくり推進課長	商工観光課長
福祉課長	農林水産課長
こども課長	学校教育課長
生活環境課長	生涯学習課長
都市建設課長	

2) 策定委員会名簿

	氏 名	組 織	備 考
委員 長	山 田 稔	茨城大学大学院理工学研究科 教授	
副委員 長	戸 塚 敏夫	大洗町商工会 副会長	
委 員	小 沼 正男	大洗町議会建設経済常任委員会 委員長	
委 員	岩 崎 史明	国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所計画課長	平成 29 年度
	春 山 大樹		平成 30 年度
委 員	石 川 博章	茨城県水戸土木事務所 次長兼道路整備第一課長	平成 29 年度
	深 作 正志		平成 30 年度
委 員	大 里 明	(一社)大洗観光協会 会長	
委 員	任 田 正史	茨城交通(株)代表取締役社長	
委 員	會 澤 治	茨城県県央医師会 会長	
委 員	小 林 健	大洗町社会福祉協議会 事務局長	
委 員	小野瀬 大成	椿山林産有限会社 代表取締役	
委 員	山 戸 章弘	地域の代表(北部:大洗小学区)	
委 員	小野瀬 優	地域の代表(南部:南小学校区)	
委 員	竹 内 幸枝	大洗町連合女性会 会長	
委 員	桑 野 伸江	大洗町PTA連絡協議会 女性ネットワーク委員会 委員長	平成 29 年度
	服 部 典代		平成 30 年度

3) 策定委員会幹事会名簿

氏名	所属課	備考
田山 祐一	総務課	平成 29 年度
清宮 和之		平成 30 年度
小川 悟	まちづくり推進課	平成 29 年度
大須賀 瑞樹		平成 30 年度
米川 英一	福祉課	平成 29 年度
小林 美弥		平成 30 年度
小沼 正人	こども課	
磯崎 宗久	生活環境課	
舟生 光志	都市建設課	
小沼 信介	上下水道課	平成 29 年度
田中 秀幸		平成 30 年度
小沼 敏夫	商工観光課	平成 29 年度
米川 英一		平成 30 年度
有田 和義	農林水産課	
高柳 成人	学校教育課	
深作 和利	生涯学習課	

(3) 大洗町都市計画審議会

1) 設置条例

大洗町都市計画審議会条例

(平成 13 年 3 月 22 日条例第 17 号)

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、大洗町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 4 人以内
- (2) 町議会の議員 4 人以内
- (3) 関係行政機関の職員若しくは県の職員 3 人以内
- (4) 町内に住所を有する者 2 人以内

2 前項により委嘱された委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときをもって、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び前条第 3 項の会長があらかじめ指名した委員がともに欠けたときの会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同

数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市建設課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2) 都市計画審議会名簿

氏 名	組 織	備 考
山 田 稔	茨城大学大学院理工学研究科 教授	
戸 塚 敏夫	大洗町商工会 副会長	
佐久間 亨	大洗町農業委員会 会長職務代理者	
大 里 明	一般社団法人大洗観光協会 会長	
今村 和章	大洗町議会 議長	
勝村 勝一	大洗町議会 総務常任委員会委員長	
菊地 昇悦	大洗町議会 文教厚生常任委員会委員長	
小沼 正男	大洗町議会 建設経済常任委員会委員長	
八 尋 裕	国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所長	
鯉 淵 宏一	茨城県水戸土木事務所長	
綿引 裕治	茨城県茨城港大洗港区事業所長	
片岡 美智子	大洗町女性防火委員会 副会長	
飯島 佐智子	きらきら大洗ネットワーク研究会 代表	

(4) 用語集

あ行

- ・ 一時避難場所
地震時等の一時的な避難先で、公園や広場、学校の運動場などをいう。
- ・ インフラ
インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、港湾、空港、河川等の産業や生活の基盤となる施設。

か行

- ・ 環境共生型社会
地球環境を保全するという観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされた社会。
- ・ 緩衝緑地帯
都市計画で大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、もしくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的として、公害、災害発生源地域と背後の一般市街地とを分離遮断するためにもうけられる緑地。
- ・ クルーズ船
船内でのレジャーや滞在、洋上ライフを楽しむことを主目的とした船。
- ・ 公共公益施設
公共施設は、都市の骨格を形成するような施設をいい、都市計画法では、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川などをいう。また、公益施設は、住民の生活のために必要なサービス施設の総称であり、明確な定義はないが、一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。
- ・ コミュニティ
一般的に地域共同体又は地域共同社会と訳される。行政の分野では都市化の進展に伴う伝統的な地域共同体の消滅により発生した様々な問題を解決するために新しい形の地域社会の形成を志向する際に使われる。

さ行

- ・ サイン
目印・表示・標識などをいうが、特に不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常生活の中で主として行動の指標となる情報を伝えるもので、「公的サイン」がある。「公的サイン」は、街を分かりやすく案内し、人びとの街や文化に対する理解を深め、人びとが自由に活動できるようなまちづくりを目指すもの。

- ・市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

- ・市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

- ・親水スポット

水を主題とし、意図的に水と親しむことを主目的とした施設。

た行

- ・地区計画

良好な環境の地区の形成を図るため、建築物の形態や用途、公共施設の配置などを詳細に定める計画。都市計画法と建築基準法に基づく地区計画制度がある。

- ・都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の一つであり、人や車の安全かつ円滑な通行、都市内における空地としての防災、都市環境の改善、さらには生活に必要な施設の収容空間等、社会的、経済的な機能を持つ都市の根幹的施設。

- ・都市公園

地方自治体が都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地。

- ・都市サービス

交通施設、病院、スポーツ施設、商業施設、レジャー施設、文化施設、上下水道、電気、ガスなど。

- ・土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業

は行

- ・バリアフリー

加齢に伴う身体機能の低下、身体障害の有無などにかかわらず、日常生活を支障なく送ることができるよう、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。

- ・ビーチスポーツ

ビーチバレーやビーチフットボールなど、ビーチで行うスポーツ。

・風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一種。自然の景勝地、公園、沿岸の樹林、みどりの多い低密度住宅地など、都市のおもむきを維持するために定められる。風致地区内での建築物の建築や宅地の造成等は規制がかかる。

・ポケットパーク

わずかなスペースを利用して、都市環境を改善するために設ける小公園。

・歩行動線

歩行者の動きを示す線。

ま行

・みなとオアシス

地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したもの。

・モニュメント

記念建造物。記念碑・記念像など。

や行

・ユニバーサルデザイン

道具や空間をデザインするにあたって、障害者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザイン。

ら行

・ラムサール条約

国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するための条約

・立地適正化計画

「持続可能な都市経営」を市町村に求められる中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通により、生活利便施設等にアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方による立地の適正化を図るための計画。